



保医発第0930003号  
平成20年9月30日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成20年3月5日保医発第0305008号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第464号)が公布され、平成20年10月1日から適用されることがとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成20年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図りたい。

記

(別表)Ⅱの148の次に次のように加える。

149 血管内光断層撮影用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般名称が「血管内光断層撮影用カテーテル」であること。
- (2) 近赤外線を用いて、冠動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバーが内蔵されたイメージングカテーテルであること。